

令和4年5月18日

保護者 様

上田市教育委員会

県の学級閉鎖等基準変更に関わる上田市の対応について（通知）

長野県教育委員会は新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の学級閉鎖等について、下記の通り、県立学校長あて通知しました。

これを受けて、上田市内各小・中学校においても5月18日（水）から、陽性者が発生した場合の学級閉鎖等について、県立学校と同様の基準に変更いたします。ご了承いただきたく存じます。

上田市では、児童生徒の学びの保障をするという観点を大切にしながら、基本的な感染拡大防止のためルール等の継続を市立小・中学校において行って参ります。なお、感染状況が厳しい場合には、保健所の指導のもと、特別な対応を行う場合もありますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 学級閉鎖等の基準

(1) 学級閉鎖

次のいずれかに該当した場合は、学級閉鎖とする。

- ① 陽性者が1名発生し、その者の最終登校日から5日を経過するまでに2人目の陽性者が発生した場合
- ② 陽性が確認された者が1名であっても、その者の最終登校日から5日を経過するまでに周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が2名発生した場合
- ③ 1名の陽性者が発生し、一定数（※1）の濃厚接触者(相当者(※2))がいる場合
（※1）35～40名の学級の場合は5名程度、少人数の学級の場合は10%程度が目安

(※2) 濃厚接触者相当者とは、学校で陽性者が発生した場合に行う行動歴調査において「濃厚接触チェックリスト(事業所等用)」により濃厚接触の可能性があると判断された者をいう。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合(※3)
(感染の広がりを検討し、設置者が判断する。)

(※3) 学年内で感染が広がっている可能性が高い場合とは、別紙2に例示した場合をいう。

(3) 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合
(感染の広がりを検討し、設置者が判断する。)

2 学級閉鎖等の期間

陽性者(※4)の最終登校日から5日を経過するまで

(※4) 複数の場合は、最終登校日が最も遅い者

お問い合わせ先
上田市教育委員会
学校教育課
23-5101